明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（四一六）　三
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（四一七）　四
○文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（四一八）　五
○建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四一九）　八
○建設業法施行令の一部を改正する政令（四二〇）
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四二一）
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四二二）
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四二三）
○職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（四二四）　一〇
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（四二五）　二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（四二六）

〔省　令〕

○地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一〇三）　二
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（**同**一〇四）　三
○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一七一）　一七
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**八三）　一八
○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（**同**一一九九）　二
○建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示（**同**一二〇〇）
○道路に関する件（**東北地方整備局**二〇四）
○道路に関する件（**関東地方整備局**三九九、四〇〇）
○道路に関する件（**中部地方整備局**一四八）

〔告　示〕

○建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**一一九五）　三
○建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（**同**一一九六）　四
○建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（**同**一一九七）　五
○建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示（**同**一一九八）　四
○建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**一一九五）　三
○建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（**同**一一九六）　四
○建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（**同**一一九七）　五
○建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示（**同**一一九八）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（政令第四一六号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約に加え、当該物品を借り入れる契約及び普通地方公共団体の長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約について随意契約により契約をすることができることとした。（第一六七条の二第一項第四号関係）

二　地方公営企業法施行令の一部改正関係

新たな事業分野の開拓を図る者として地方公営企業の管理者の認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約に加え、当該物品を借り入れる契約及び地方公営企業の管理者の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約について随意契約により契約をすることができることとした。（第二一条の一四第一項第四号関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（政令第四一七号）（総務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、総務省関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。
